



国内の新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。BCP（事業継続計画）対策を考えたときに、自然災害やオリンピックに向けて計画していた企業も多いと思いますが、感染症についても必要であると改めて感じております。

テレワーク

厚生労働省では、テレワークに関連する情報を一元化した『テレワーク総合ポータルサイト』を設け、テレワークに関する相談窓口、企業の導入事例紹介などテレワークの導入・活用に向けた各種情報を掲載していますので、参考にしてください。また、テレワーク時にも労働基準関係法令が適用されますが、労働者が通常の勤務と異なる環境で就業することになるため、労働時間管理などに留意いただく必要があります。

時差出勤

労働者及び使用者は、その合意により、始業、終業の時刻を変更することができますので、時差通勤の内容について、労使で十分な協議をしていただきたいと思います。

休業手当について

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたいただき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくようお願いします。

なお、賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案するべきですが、労働基準法第26条では、**使用者の責に帰すべき事由**による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

【感染している場合】

新型コロナウイルスに感染しており、都道府県知事が行う就業制限により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますので、休業手当を支払う必要はありません。

【感染していないが、大事をとる場合】

使用者の自主的判断で休業させる場合には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。

保護者休業 最大 8330 円助成 — 厚労省 2020.3.2 —

厚生労働省は2日、新型コロナウイルスの感染拡大による小学校などの臨時休校を受け、仕事を休んだ保護者に全額給与を支払う場合、企業に助成金を支給する新たな制度を創設すると発表した。正社員だけでなく非正規労働者も対象となる。収入を手当てすることで安心して休める体制を整え、感染拡大の防止を図る。

対象は、小学校などに通う子どもの保護者が臨時休校に伴い休んだ際に、年次有給休暇とは別に有給の休みを取得させた企業。休業中に支払った賃金について、日額最大8330円を上限に助成する。

適用期間は2月27日から3月31日まで。

厚生労働省には「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（労働者の方向け）」が日々更新されていますので、ご確認お願いいたします。

～詳細はかるべ労務管理事務所へお問合せください～